直結増圧装置設置条件承諾書

令和　 年　 月 　日

盛岡市上下水道事業管理者 様

|  |  |
| --- | --- |
| 水栓番号 |  |
| 給水装置場所 |  |
| 給水装置所有者 | 住所氏名電話番号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 給水装置所有者代理人 | 住所氏名電話番号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 給水装置管理人(メーカー等) | 住所氏名電話番号 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

直結増圧給水を行うにあたり、下記条件を承諾し適正に管理します。

記

１．使用者への周知について

次の特徴を理解し、使用者等に周知させるとともに、直結増圧装置による給水についての苦情を上下水道局に一切申し立てないこと。

1. 停電や故障等により直結増圧装置が停止した時、又は水圧低下に伴い出水不良及び濁水が発生した時には、直圧共同水栓を使用すること。

②　計画的な断水及び緊急的な断水の際に、水の使用ができなくなる場合があること。

２．定期点検について

直結増圧装置についての機能を適正に保つため、適宜、保守点検及び修理を行うとともに、１年以内ごとに１回の定期点検を行うこと。

３．故障時の対応について

直結増圧装置の設置に起因して、逆流又は漏水が発生し、上下水道局もしくは使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償すること。

４．直結増圧装置所有者等の変更届について

直結増圧装置の所有者、代理人又は管理人（以下「所有者等」という。）を変更するときは、変更後の所有者等にこの装置が条件付きのものであることを熟知させたうえ、上下水道局に書面で届け出ること。

５．給水装置の管理責任について

増圧装置を含む給水装置の漏水、凍結については、所有者等の責任において解決するとともに、上下水道局の指示に従い速やかに改善すること。

６．メーターの管理等について

給水装置に上下水道局のメーターを設置した場合は、メーターの維持管理及び計量に支障が無いようにするとともに、円滑に検針できるよう協力すること。また、メーターまわりの配管について凍結防止対策を行うこと。万一、メーターが凍結し、破損した場合は、水道メーター亡失（き損）届を提出したうえ、交換に係る費用を負担することに同意すること。

７．メーター取替えの措置について

計量法に基づくメーターの取替え及びメーターの異常等による取替えの際には、上下水道局に協力し断水すること。

８．料金徴収方法について

　子メーターを設置して直結増圧給水を行う中高層建物における料金徴収方法については、「直結増圧式建物に係る水道料金等の算定及び徴収に関する規程」に基づき行うこと。

９．関係法令等の遵守について

上記各項のほか、取扱上必要な事項は、水道法及び盛岡市水道事業給水条例等の関係法令を遵守し、給水装置工事施行要領、中高層建物直結給水技術基準に基づき施工、管理すること。

10．紛争の解決について

上記各項の条件を使用者等に周知徹底させ、直結増圧装置に起因する紛争等については、当事者間で解決し、上下水道局には一切迷惑をかけないこと。

11．その他

上下水道局が行う断水等作業前後の直結増圧装置の停止、復帰等の作業について協力すること。